

施策カルテ

1 施策の位置付け

担当課 子ども家庭課

総合計画 政策の柱	市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	愛情豊かに子どもたちを育む	取組の 基本方向	「愛情豊かに子どもたちを育む」ため、子どもの社会的な養育環境を整備するための「児童健全育成環境の充実」、すべての子育て家庭が安心して子どもを育てられる環境の整備を進めるための「子育て支援の充実」、ひとり親家庭等の自立と安定した生活を確保するための「ひとり親家庭等への支援充実」、子どもの人権を尊重するための「子どもへの虐待防止対策の強化」に、重点的に取り組めます。	政策目標 (基本施策目標)	家庭、地域、事業者、行政等の十分な連携のもとで、市民が安心して子どもを生み育てています。
--------------	---------------------------	----------------	---------------	-------------	--	------------------	--

2 施策の現状と達成状況、課題の抽出

①施策名	ひとり親家庭等への支援充実		④ 施策の達成状況	施策指標(単位)						達成率 (%)			
				H19:基準	H20	H21	H22	H23	H24:目標				
	②施策目標			ひとり親家庭等が自立し、安定した生活を送っています。	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値			
	③施策を取巻く環境			国・県等の動向 母子家庭等の自立を促進するため、平成14年に「母子及び寡婦福祉法」が改正され、就業支援や相談機能の充実、養育費確保策の強化などが図られた。また、平成21年には、「安心子ども基金」、平成22年4月には「子ども手当」が創設されるなど、ひとり親家庭を含む子育て世帯に対する支援が拡充されている。  外部意見 その他 離婚の増加や家族形態の多様化に伴い、母子・父子家庭、寡婦のひとり親家庭等が増加している。また、ひとり親家庭においては、子育てと就労をひとりで担うため、雇用環境が悪化する中で、経済的にも生活面においても厳しい状況にある。特に母子家庭の母は、就業経験不足もあり、大半が、不安定な非正規雇用の就業形態となっている。	指標① (総合計画に基づく指標)	ひとり親家庭支援施策による就業件数	-----	37	41	45	49	53	92.5%
		指標②		-----	30	49							
		指標③		-----									
		指標④ (特記事項)											
⑤ 市民意識調査結果	市民の 施策満足 度	14.3%	市民の 施策重要 度	66.4%	達成度 (単年度目標)	● 達成している (90%以上)	概ね達成 (70%~90%未満)	達成していない (70%未満)	説明	手当の支給のほか、子育てや就業など幅広く、総合的な支援に取り組んでいるものの、個別の状況に応じた相談支援や必要な支援策の情報の提供を、さらに強化していく必要がある。	⑦ 現状分析と課題の抽出 (③⑤⑥を踏まえた分析)	成果が見られる点	母子家庭自立支援給付費補助金事業による就業件数が増加しており、施策目標は概ね達成している。
	図表: 市民意識調査結果		必要性・緊急性 (住民・社会ニーズ)	● 増加している	横ばい	減少している	説明	ひとり親家庭等は、離婚の増加や家族形態の多様化に伴い増加している。生計の基盤が弱く、自立して安定した生活を営むための支援の必要性は高まっている。	改善の必要な点	「ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、自立支援策を展開してきたところであるが、ひとり親家庭等を取り巻く環境は依然として厳しく、地域や社会で安心して、自立した生活が営めるようにしていくためには、就業支援、保育、子育てなどの生活面への支援など、関係機関と連携のもと、総合的な自立支援策を推進していく必要がある。			
			適切性 (適切な事務事業の選択、実施)	● 十分である	● 不十分な事業が一部ある	不十分な事業が複数ある	説明	就業・自立を図るためには、その間の生活の安定が必要であることから、セーフティネットを確保しつつ、資格取得のための費用の助成や、雇用条件のよい就業に結びつくための相談支援などを効果的に組み合わせ実施していく必要がある。					
			有効性 (政策目標への効果)	● 十分である	● やや不十分である	不十分である	説明	ひとり親家庭等は、子育て、就業、経済面など、生活全般に問題を抱えており、関係機関との連携のもとで、総合的な自立支援策を推進していくことは、有効である。					

3 今後の取組方針

⑧取組の 考え方	総論	ひとり親家庭は、就業と子育てをひとりで担うため、自立が困難な状況にあることから、「宮っこ子育て・子育て応援プラン」に計上した事業に基づき、母子家庭の母が、資格取得をする際の費用の助成や講習会の開催、ハローワークと連携した就業支援や育児支援である母子家庭等日常生活支援事業など、総合的な自立支援策を推進していく。	➡	⑨政策評価 会議意見	・ひとり親家庭等の自立と安定した生活を確保するため、保育・子育てなどの生活面への支援はもとより、関係機関との連携を図り、就業支援など総合的な子育て・生活支援を推進する。 ・「母子家庭自立支援給付費補助金事業」など、母子家庭の母の職業能力等を高めしていく。 ・ひとり親家庭を含む子育て世帯に対して子ども手当が創設されたことから、経済的支援の充実だけでなく、自立支援事業の強化を図る必要がある。
	重点事業	母子家庭自立支援給付費補助金事業は、収入が不安定な母子家庭の自立に向けた事業として非常に重要であり、今後も推進していく。			
	見直し事業	市単独手当として、「児童福祉手当」「遺児手当」「母子家庭等援護費」「母子家庭等への入学祝金」を支給してきたところであるが、平成22年4月に子ども手当が創設され、また、8月からは父子家庭も児童扶養手当の対象になるなど、ひとり親家庭を含む子育て世帯に対して国の各種手当制度が拡充されたことから、市単独手当を見直し、経済的支援の充実だけでなく、自立支援事業の強化を図る必要がある。			

4 施策を構成する事務事業一覧

No.	事業名	対象者	開始年度	活動指標等	H20	H21	H20	H21	重点度 (A~C)	事業の 方向性	施策目標を達成するための取組方針
					目標値	目標値	事業費	事業費			
					実績値	実績値	(千円)	(千円)			
1	母子家庭自立支援給付費補助金 担当課 子ども家庭課	児童扶養手当の支給の所得水準であり、事前相談により支給が必要と認められたもの。	H16	自立支援教育訓練給付金支給件数及び 高等技能訓練促進費支給件数	37	41	13,913	33,572	A	継続	母子家庭の母の大半が、就業経験が不足し、就労と子育てをひとりで担うため、非正規雇用など不安定な雇用形態にあることから、職業能力を高め、就業・自立を図る有効な支援策として推進していく。
					23	40					
2	母子父子家庭福祉対策事業(支給事務費扶助費) 担当課 子ども家庭課	母子父子家庭及び寡婦	S50	家庭生活支援員派遣家庭数	20	20	3,968	4,091	A	継続	母子家庭が増加しており、就労と子育てをひとりで担うため、その両立が困難な面があり、安心して就業・自立に取り組め、雇用の安定が図られる有効な支援策として推進していく。
					18	12					
3	ひとり親家庭医療費助成 担当課 子ども家庭課	満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している配偶者のない者および当該児童	S51	助成件数	47,500	36,700	114,243	107,511	A	継続	経済的に厳しいひとり親家庭の健康と福祉の増進のため、今後とも継続して実施していく。
					46,858	40,546					

様式 2

4	遺児手当（支給事務費 扶助費）		父母の一方又は両親が死亡した義務教育終了前の児童を養育している者	S44	受給対象児童数（人）	214	259	8,586	8,535	B	見直し	生活が不安定なひとり親家庭の自立に向けた有効な支援を図る。
	担当課	子ども家庭課				239	237					
5	児童福祉手当（支給事務費 扶助費）		死亡以外の事由により、両親の養育を受けられない義務教育終了前の児童を養育している方	S46	受給対象児童数（人）	3,709	3,844	135,033	135,354	B	見直し	生活が不安定なひとり親家庭の自立に向けた有効な支援を図る。
	担当課	子ども家庭課				3,751	3,759					
6	母子家庭等援護費支給（支給事務費扶助費）		両親の養育を受けられない義務教育終了前の児童を養育している方	S50	受給世帯数（世帯）	2,743	2,750	40,860	40,530	B	見直し	生活が不安定なひとり親家庭の自立に向けた有効な支援を図る。
	担当課	子ども家庭課				2,724	2,702					
7	母子家庭等への入学祝金の支給（支給事務費 扶助費）		両親の養育を受けられない小学校又は中学校への入学児童を養育している方	S50	受給対象児童数（人）	609	636	8,370	9,165	B	見直し	生活が不安定なひとり親家庭の自立に向けた有効な支援を図る。
	担当課	子ども家庭課				558	611					
8	母子福祉資金貸付事業費		母子家庭の母及びその児童	H8	貸付件数（件）	224	287	149,684	95,641	B	継続	生活が不安定なひとり親家庭や自立に向けた活動を行うひとり親家庭への利用を促進するため、窓口での案内や市ホームページ等により、本制度の周知徹底を図る。
	担当課	子ども家庭課				225	201					
9	寡婦福祉資金貸付事業費		寡婦及びその子	H8	貸付件数（件）	5	5	1,500	2,180	B	継続	生活が不安定な寡婦や自立に向けた活動を行う寡婦への利用を促進するため、窓口での案内や市ホームページ等により、本制度の周知徹底を図る。
	担当課	子ども家庭課				5	5					
10	母子寡婦福祉資金貸付事務費		母子寡婦福祉資金に係る事務費	H8	事務費（千円）	1,051	10,519	856	7,497	B	継続	電算管理システムの導入による事務の効率化とサービスの向上を図る。
	担当課	子ども家庭課				856	7,497					
11	母子相談員及び母子父子協力員		母子家庭の母及び父子家庭の父	H8	償還指導件数（件）	80	80	200	200	B	継続	ひとり親家庭に対する地域での相談支援活動の展開や母子寡婦福祉資金貸付の償還指導の手法について検討する必要がある。
	担当課	子ども家庭課				80	53					
12	身元保証人確保対策事業		母子生活支援施設に入所中または退所した子どもや女性	H19	契約件数（件）	1	1	0	0	B	継続	身元保証人の確保による母親や子どもの社会的自立を促進する。
	担当課	子ども家庭課				0	0					
13	(財) 母子寡婦福祉連合会補助金		母子家庭及び寡婦	S43	母子家庭の母等の雇用人数	6	6	2,419	2,424	C	終了	補助を行っていた事業が終了したため
	担当課	子ども家庭課				6	6					
施策事業費合計								479,632	446,700			